

第5章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、被災した各種施設の原形復旧に止まらない将来に備えた復旧事業の推進に加えて、被災者の自立を目指した生活再建並びに地域経済の復興等に資する諸施策を定め、その実施を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

1. 基本方針

道路や港湾等の公共的施設が被災した場合における復旧は、単なる原状回復に止まらず。再度の災害防止を目指して、より安定性に配慮した新設または改良事業等を迅速に実施するものとする。

2. 実施責任者

公共施設の災害復旧は、その施設を所管する長が行うものである。なお、国は災害復旧事業を実施するために大きな財政負担を伴う地方公共団体に対して、その軽減措置を図っているところである。

3. 実施内容

1) 災害復旧事業の推進

公共施設の災害復旧事業は、公共の福祉の確保を図る観点から、できる限り速やかに実施することが必要であり、原則として国の直轄事業は2カ年、補助事業については3カ年で事業を完了させることとしている。なお、主な公共施設の災害復旧事業は次の通りとなっている。

表5-1-1 主な公共施設災害復旧事業

事業及び内容	根拠法等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (河川、海岸、砂防設備、治山施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、ダム、下水道)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設)	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(3) 文教施設等災害復旧事業 ① 公立学校施設災害復旧事業 ② その他(国立学校、文化財)	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ① 社会福祉施設等災害復旧事業 (生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設等) ② 環境衛生施設等災害復旧事業 ③ 医療施設災害復旧事業 ④ その他(水道施設、伝染病隔離病舎)	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 精神障害者福祉法
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ① 公営住宅災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

2) 村及び県における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」と言う。)が発生した場合は、村または県において被害状況を速やかに把握するとともに、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合に村及び県は、被害状況を速やかに把握するとともに緊急に被害査定が行われるよう措置し、災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

(4) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等の早期把握

公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を早期に把握し、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧業務に努めるものとする。

第2節 災害復興計画の基本方向

1. 基本方針

災害による被災は災害の種類及び規模等により様々であるが、被災地の復興に当たっては、前節に述べたように再度の災害にも対応できるようより安全性に配慮した各種復興事業とともに、被災者の生活再建並びに農林漁業や中小企業の産業再建施策等地域社会経済の全般的な復興に係る広範囲かつ短期及び中長期にわたる支援策が必要とされ、きめ細かな推進事業を行うものとする。

2. 実施内容

1) 災害復興計画の作成

災害により甚大な被害が発生した場合等には、被災状況や復旧及び復興の必要規模を勘案し、計画的な復興施策を推進するため必要に応じて災害復興計画を作成するものとする。

2) 防災村づくりの推進

被災地の復旧及び復興施策を推進するに当たっては、単なる原形復旧に止まらない再度の災害に耐えられ、「災害につよい村づくり」を目指して行うものとする。

なお、防災村づくりに当たって平常時からの災害予防対策業務と連携し、次の事項について留意するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難路や避難地及び延焼遮断帯の整備② 道路・公園・漁港及び港湾などの防災活動拠点ともなる社会基盤並びに防災安全区の整備③ 都市基盤の整備④ ライフラインの耐震化⑤ 建築物の耐震化及び不燃化⑥ 耐震性貯水槽の設置など |
|--|

3) 被災者支援対策の推進

災害により被害を受けた場合は、被災者の生活再建に資する救護資金や福祉資金の貸付等並びに住宅や家財復興資金の貸付等とともに、国税及び地方税について軽減・免除・納付猶予を行うなどのきめ細かい支援措置を講ずるものとする。

また、農林漁業者及び中小企業者に対しては、その経営の再建及び安定化を図るため、各種の災害復興支援を行うものとする。

なお、被災者支援対策については、次節以降に詳述するものとする。

第3節 災害住民相談計画

1. 基本方針

災害通過後の被災地においては倒壊家屋の解体や撤去、並びに破損道路等の復旧等が行われるとともに、被災者にとっては住宅の確保や日常生活の再建及び生業復興等短期並びに中長期にわたる災害復興が求められ、各種の不安要因を抱えている多種多様な相談や問い合わせに対して、適切に対処できるような体制づくりを推進するものとする。

2. 実施内容

1) 住民サポートセンター（仮称）の開設

村は被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県及びその他関係機関と連携して「住民サポートセンター（仮称）」を開設するものとする。なお、センター開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、役場内に設置するものとする。

2) 各種相談業務の実施

住民サポートセンター（仮称）における相談内容は、概ね次のような事項である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について② 倒壊家屋の解体・撤去③ 各種資格証の発行手続き等（免許証や年金証書等）④ 罹災証明の発行手続き⑤ 仮設住宅の入居⑥ 住宅金融公庫関係（返済や支払方法等）⑦ 事業再開の融資⑧ 災害援護資金⑨ 被災に伴う税金の減免措置⑩ 借地及び借家について⑪ 医療並びに保健について（精神保健を含む） |
|--|

3) 罹災証明書等の発行

村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

4) 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第4節 生活確保対策計画

1. 基本方針

災害の種類や規模によっては被災地において、死傷者の発生や住宅の損壊等甚大な被害が起こり、被災住民の生活環境が崩壊する状況が発生する。こうした中で被災者の生活再建支援として弔慰金の支給や各種制度資金の貸与及び融資対策、並びに租税の減免措置や就職の斡旋等各種の被災者支援対策を計画し、推進するものとする。

2. 実施内容

1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。
支給対象	第2条により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	① 生計維持者が死亡した場合：500万円 ② その他の者が死亡した場合：250万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

(2) 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。
支給対象	第2条により精神及び身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する。 ① 両目が失明した者 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要する者 ⑤ 両上肢を肘関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢を膝関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
弔慰金の額	① 生計維持者が障害を受けた場合：250万円 ② その他の者が障害を受けた場合：125万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

2) 生活再建支援貸付資金の活用

被災者の生活再建のため、次のような援護資金及びその他の貸付資金の導入に努めるものとする。

(1) 災害援護資金（災害弔慰金の支給に関する法律第10～15条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。
貸付対象	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 世帯主の1か月以上の負傷150万円、家財の1/3以上の損害250万円、住居の半壊270万円、住居の全壊350万円 ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 家財の1/3以上の損害150万円、住居の半壊170万円、住居の全壊（住居の全体の滅失又は流失の場合を除く）250万円、住居の全体の滅失又は流失350万円
所得制限	前年の所得が村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）
据置期間	3年（特別の場合は5年）
償還期間	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦及び半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

(2) 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））

実施主体	沖縄県社会福祉協議会（生活福祉資金貸付制度）
貸付対象	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯
貸付限度額	緊急小口資金：10万円、福祉費（災害援護費）：150万円
据置期間	緊急小口資金：貸付の日から2月以内、福祉費（災害援護費）：貸付の日から6月以内
償還期間	緊急小口資金：据置期間経過12月以内、福祉費（災害援護費）：据置期間経過後7年以内
貸付利子	緊急小口資金：無利子 福祉費（災害援護費）：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合）

3) 租税の徴収猶予及び減免等の措置

(1) 村税

① 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、村税を一時に納付しまたは納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認めるときは、さらに1年以内の延長を行うことができるものとする（地方税法第15条）。

② 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行うものとする。

税目	減免の内容
個人の村民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により著しく価値が減じた土地について行う。

(2) 国税・県税

国及び県は被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき、申告・申請・請求・その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長や徴収猶予及び滞納処分の執行の停止、並びに減免等の措置を災害の状況により実施するものとする。

4) 被災者生活再建支援法による支援

被災者生活再建支援法は平成7年に発生した阪神・淡路大震災で、生活基盤等に著しい被害を受けた被災者の中には、これまでの生活再建支援策（災害援護資金の貸付等の低利融資や税の減免等）だけでは生活の再建が困難な場合も見られたことから、これらの教訓を踏まえ、甚大な被害を受けた被災者の自立した生活再建を支援するため平成10年5月に成立した法律であり、同法の適用による被災者の生活再建に努めるものとする。

(1) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み

被災者生活再建支援法に基づき「被災者生活再建支援金支給制度」は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めるため、都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金を支給するもので、その原資は都道府県からの拠出金の運用益と国庫補助を充てることになっており平成11年4月より開始されている。

支援金の支給対象及び支給額は、表5-4-1のとおりである。

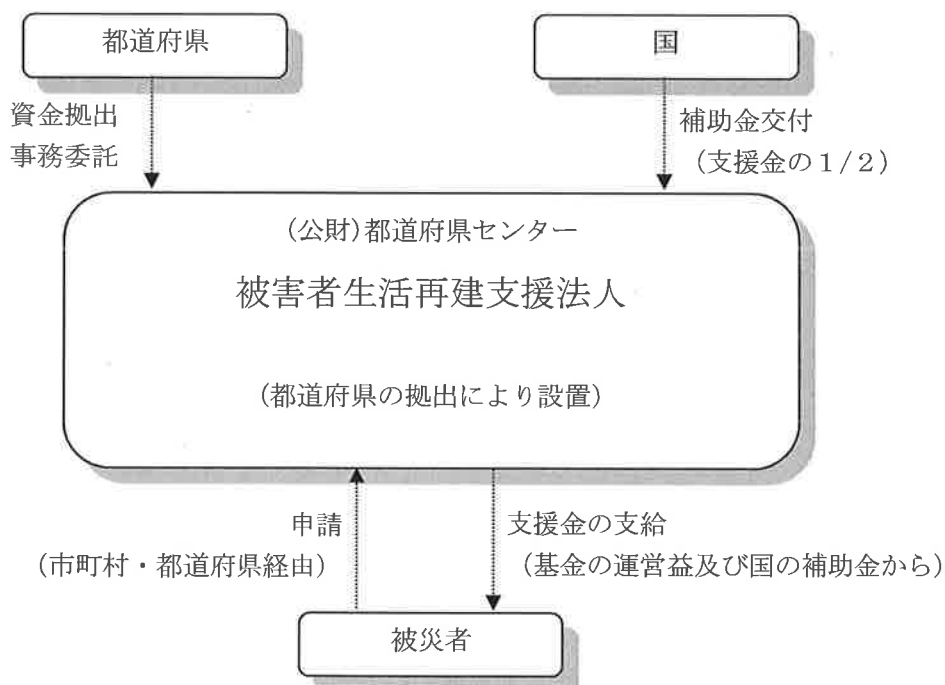
表 5-4-1 被災者生活再建支援金の支給対象と支給額（複数世帯の場合）

被災世帯の区分	損害割合（※）	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借	50 万円
大規模半壊	40%台	50 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借	50 万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100 万円
			補修	50 万円
			賃借	25 万円

※住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの

なお、支援金の支給業務等は都道府県から事務委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が行うものであるが、基金が行う業務のうち一部は市町村へ委託され実施されるものである。

図 5-4-1 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



(2) 適用基準と被害認定

① 適用基準

自然災害（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・地震・津波、噴火その他の異常な自然現象）により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる（行令第1条第1項第1号～3号）。

対象災害基準	① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号または2号を満たす自然災害が発生した市町村 ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県 ④ ①または②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る） ⑤ ③または④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）、全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）
支援対象世帯	上記の自然災害により ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

② 住宅の被害認定

被害認定については、統一基準「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日、内閣総理大臣官房審議室長通知）」により村が行い、県がその取りまとめを行うこととする。

(3) 事務体制等

① 村の事務体制

被災者生活再建支援法による支援金の支給事務については、都道府県から「被災者生活再建支援基金」へ全部委託されるとともに、逆に基金から各市町村へ一部委託され実施されるものであり、本村の事務体制をまとめると次の通りとなる。

村が行う事務	村が委託を受けて行う事務.
① 住宅の被害認定及び被害報告 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書の受付・確認等 ⑤ 支給申請書のとりまとめ ⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	① 支援金の支給（被災者の口座振込による場合を除く） ② 支援金の返還に係る請求書の交付 ③ 支援金の納付に係る請求書の交付 ④ 加算金の納付に係る請求書の交付 ⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付 ⑥ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金
・ 広報等による制度の周知 ・ その他各事務に係る付帯事務	

② その他必要事項

支援金支給申請の手続き等の被災者生活再建支援資金支給業務については、県の指導に基づく被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、事務次官通達等により円滑に行うものとする。

5) 災害義援金品の募集及び配分

災害義援金品の募集や輸送及び配分については、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同あるいは協力して行うものとする。

① 日本赤十字社沖縄県支部	② 沖縄県社会福祉協議会
③ 沖縄県町村会	④ 沖縄タイムス
⑤ 琉球新報	⑥ 沖縄県婦人連合会
⑦ その他県単位の各種団体	

6) 住宅の供給及び職業の斡旋

(1) 住宅の供給

村長は必要な場合において、住家の全壊した被災者を村営住宅等に入居させ、被災世帯の居住環境を確保するものとする。

(2) 職業の斡旋

村長は災害により離職を余儀なくされたものの再就職を促進するため、公共職業安定所に協力要請を行うものとする。また、公共職業安定所の長は、当該地域の離職者の発生状況、並びに求人求職の動向等を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職の斡旋を行うものとする。

第5節 住宅復興計画

1. 基本方針

災害によって住宅を失った被災者にとって、一時的に入居する村営住宅や仮設住宅等からの恒久住宅への移転は切実なものがあり、早急な住宅復興に向けての資金融資及び貸付対策等を定め推進するものとする。

2. 実施内容

1) 災害住宅資金融資の促進

災害により住宅に被害を受けた場合、村は県と連携協力して、沖縄振興開発金融公庫法に基づいて行われる次に掲げる被災者向け低利融資制度の活用を促進するものとする。

表 5-5-1 沖縄振興開発金融公庫による災害復興住宅資金融資

対象被害	地震・暴風雨・洪水、その他の災害で内閣府令及び財務省令で定めるもの	
対象者	上記災害により被害を受けた住宅の所有者で、自らが居住するもしくは被災者に貸すために住宅の建設や購入または補修をする者	
	(建設・購入資金) 住宅に5割以上の被害を受け「被災者復興住宅に関する認定書」の発行を受けた者	(補修資金) 住宅に10万円以上の被害を受け「罹災証明書」の発行を受けた者
対象期間	災害が発生した日から2年間	

2) 村の役割

村は上記の災害住宅融資の促進に当たって、その融資が円滑に行われるように努めるものとする。

- ① 融資制度の啓蒙と借入手続の指導
- ② 融資希望家屋の早期の被害状況調査や被害率の認定
- ③ 罹災証明書等の発行
- ④ 融資希望者の公庫に対する債務の保証

3) 被災世帯に対する住宅融資

災害により住宅を失いまたは破損のため居住することができなくなった場合、住宅の建築や補修等のため資金を必要とする被災世帯に対して、次の資金の融資及び貸付を行うものとする。

- ① 住宅金融公庫による低利融資資金（国の利子補給）
 - ア. 災害復興住宅資金
 - イ. 補修資金
 - ウ. 災害特別貸付金
- ② 生活福祉資金の住宅資金
- ③ 母子寡婦福祉資金の住宅資金

第6節 農林漁業及び中小企業資金融資計画

1. 基本方針

災害によって農林漁業及び企業の施設等に被害を受けると、それぞれの農林漁業者や企業者の経営に打撃を与えるのみならず地域経済が疲弊する可能性が高く、その復興対策が重要である。そのため被害を受けた農林漁業者及び中小企業者に対する災害復興対策資金の融資等について万全を期するものとする。

2. 実施内容

1) 農林漁業災害復興対策資金の活用促進

農林漁業の生産物及び生産基盤や施設並びに共同利用施設等が、災害によって被害を受け経営状態が悪化した農林漁業者に対し、下記に掲げる災害対策資金の活用を促進して経営改善及び復興に努めるものとする。

その中で「天災資金」は被災した災害が激甚被害と指定された場合には、有利な融資条件で借入ができるものとされている。

表 5-6-1 農林漁業災害復興対策資金

資金名	実施主体及び関連法令等
① 天災資金	実施主体：農協・銀行等の金融機関 関係法令：「天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」 ※激甚被害と指定された場合は有利な融資条件となる。
② 沖縄振興開発金融公庫の ・農林漁業施設資金（主務大臣指定施設共同利用施設） ・農業基盤整備資金 ・林業基盤整備資金 ・漁船資金 ・農林漁業セーフティネット資金	実施主体：沖縄振興開発金融公庫 関係法令：「沖縄振興開発金融公庫法」 ※農林漁業資金のうち災害復興事業をも対象となる資金
③ 「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給等補助金交付要綱」に基づく災害資金	※沖縄県の単独事業
④ 農林漁業組合等の制度資金	—

2) 中小企業災害復興対策資金の活用促進

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、下記で掲げる災害対策資金を活用するものとする。

表 5-6-2 中小企業災害復興対策資金

資金名	実施主体及び関連法令等
① 災害復旧資金	実施主体：沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫 関係法令：「沖縄振興開発金融公庫法」 ※国の利子補給
② 災害復旧高度化資金	実施主体：沖縄県、中小企業事業団
③ 中小企業設備近代化資金	実施主体：沖縄県 ※国の補助
④ 中小企業信用保証	実施主体：沖縄県信用保証協会（融資の保証） 関係法令：「信用保証協会法」 ※中小企業保証保険公庫が再保険
⑤ 中小企業体質強化資金	実施主体：民間金融機関等 ※国と県からの原資委託